

見つめましょう、  
ゆたかな明日。

働く皆さまのための  
財形住宅貯蓄積立保険

ニッセイ  
財形住宅



日本生命保険相互会社

## 財形住宅貯蓄積立保険の特長

## 1 非課税となる制度があります。

住宅の取得や増改築等の前後に、その資金にあてるために所定の払出しをされた場合は、払込保険料累計額550万円までは差益※が非課税となります。

※ 差益・・・生存給付金等のお受取金額から払込保険料の合計を差引いた金額のことをいいます。

## 2 万一の場合に備え、災害保障がついています。

災害により死亡・所定の高度障がい状態になられたときは、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額が災害死亡（災害高度障がい）保険金として支払われます。

## 3 便利な給与控除です。

給与・賞与からの控除ですので預入れの手間がかからず、確実に積立てることができます。

## 4 ご要望にあわせ、ご契約内容の変更が可能です。

お客様の家族構成の変化にあわせて保険料や保険期間を変更すること等、ご要望に応じた契約内容の変更ができます。

## 5 財形持家融資が受けられます。

持家の取得に際し、独立行政法人 住宅金融支援機構または独立行政法人 勤労者退職金共済機構（公務員の場合は共済組合）から融資が受けられます。

融資を受ける場合の要件・お手続きにつきましては、勤務先の財形事務担当者、または独立行政法人 住宅金融支援機構、独立行政法人 勤労者退職金共済機構またはそれらの融資業務の取扱金融機関にお問合せください。

※財形融資制度について、2024年4月現在の内容を記載しておりますが、今後一部改正、廃止となる可能性があります。

## 財形住宅貯蓄積立保険のしくみ

## 生存給付金のお支払い

契約者（被保険者）が、住宅の取得・増改築等の資金に充てるため生存給付金を請求し、払込基準日に被保険者（契約者）が生存しているとき、積立金・積立配当金の全部または一部を生存給付金としてお支払いします。

## 災害死亡（災害高度障がい）保険金のお支払い

- 被保険者（契約者）が責任開始日以後に発生した「急激かつ偶発的な外来の事故」を直接の原因として、その事故が発生した日からその日を含めて180日以内の保険期間中に死亡または所定の高度障がい状態になられたときは、事故発生時の払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡（災害高度障がい）保険金としてお支払いします。ただし、保険金をお支払いできない場合があります。
- なお、上記お支払事由のほか、責任開始日以後に発病した約款所定の感染症により保険期間中に被保険者が死亡されたときも災害死亡保険金をお支払いします。
- 災害高度障がい保険金をお受取りになられたときは、所定の高度障がい状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。

## 死亡（高度障がい）給付金のお支払い

- 被保険者（契約者）が、保険期間中に死亡または責任開始日以後の傷害もしくは疾病によって所定の高度障がい状態になられたときは、災害死亡（災害高度障がい）保険金をお支払いする場合を除き、死亡（所定の高度障がい状態になられた）日における積立金を死亡（高度障がい）給付金としてお支払いします。
- 高度障がい給付金をお受取りになられたときは、所定の高度障がい状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。

## 社員配当金について

- 配当金をご契約後2年目から積立てを開始します。毎年の配当金は、年単位の契約応当日から所定の利率により計算した利息をつけて積立て、（利率は金利水準等により変動することがあります。利率については当社ホームページを参照ください。）「生存給付金」等のお支払いの際にあわせてお支払いします。配当金のみのお支払いはできません。
- 毎年の配当金額は、それぞれの積立時期の前年度決算により決定しますので、金利水準等により変動しゼロとなることもあります。

税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱い等については、2024年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱等については税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

# 住宅取得等に際しての生存給付金の払出しについて

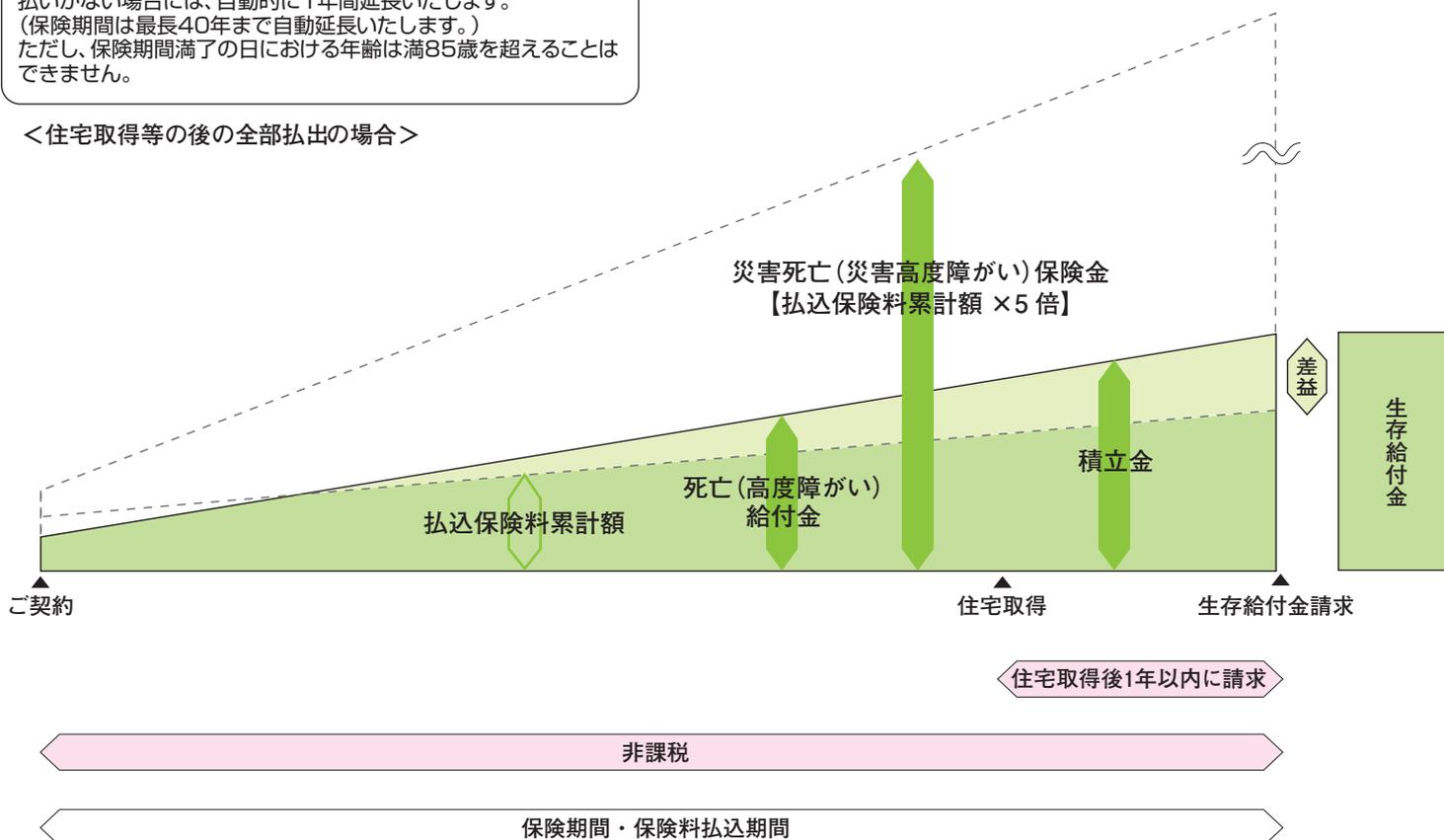
払出しの種類	取扱い
住宅取得等の前に一部払出をご希望される場合	<p>①契約者(被保険者)が、住宅の取得・増改築等の前にその資金に充てるため必要書類を添付のうえ生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者(契約者)が生存しているとき、積立金・積立配当金の9割までをお支払いします。(この場合、お支払いする額は当該住宅取得等に要する費用または積立金・積立配当金の9割のいずれか低い金額が上限となります。)</p> <p>②契約者(被保険者)が①の払出後2年以内または住宅の取得・増改築等の後1年以内のいずれか早い日までにその資金に充てるため必要書類を添付のうえ生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者(契約者)が生存しているとき、積立金・積立配当金をお支払いします。(この場合、お支払いする額は、住宅取得等に要した費用から①の払出額を差引いた額を限度とします。)</p> <p>※住宅取得等の前の払出しの場合には、お支払いは当該の住宅取得等(当該の増改築等)について①と②のそれぞれ1回に限られます。                  ※②の払出しが不要となった場合は、継続取扱となります。(以下「継続取扱」②をご参照ください。)                  ※積立金・積立配当金の全部をお支払いした場合ご契約は消滅いたします。</p>
住宅取得等の前に払出しをせず取得後に払出しをご希望される場合	<p>契約者(被保険者)が住宅の取得・増改築等の後1年以内にその資金に充てるため必要書類を添付のうえ生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者(契約者)が生存しているとき、積立金・積立配当金の全部または一部をお支払いします。(この場合、お支払いする額は、当該住宅の取得等に要する費用が上限となります。残高が残る場合は、継続取扱となります。)</p> <p>※住宅取得等の後の払出しの場合には、お支払いは当該の住宅取得(当該増改築等)について1回に限られ、2回以上に分けて、お支払いすることはできません。                  ※積立金・積立配当金の全部をお支払いした場合ご契約は消滅します。</p>
継続取扱	<p>①住宅の取得・増改築等の前に限りその資金に充てるため必要書類を添付のうえ生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者(契約者)が生存されているとき、積立金・積立配当金の9割または当該住宅の取得等に要する費用のいずれか低い金額での払出しを上限としてお支払いします。</p> <p>②①の払出後2年以内または住宅取得・増改築等の後1年以内のいずれか早い日までに必要書類を添付のうえ継続取扱の手続きをされますとご契約を継続することができます。(この場合には支払いはありません。)</p> <p>※①の一部払出日から5年以内に住宅の取得または増改築以外の目的で解約されますと、一部払出時に遡及して課税されます。</p>

## 仕組図

### 保険期間について

保険期間は、5年～15年(賞与払みの場合には6年～15年)の範囲内で、1年単位にてご自由にお申込みいただけます。保険期間満了時までには積立金の全部に相当する生存給付金の支払いがない場合には、自動的に1年間延長いたします。(保険期間は最長40年まで自動延長いたします。)  
 ただし、保険期間満了の日における年齢は満85歳を超えることはできません。

<住宅取得等の後の全部払出の場合>



## <必ずお読みください>

■下表記載のお受取額は、予定利率年0.7%(2024年4月現在)がそのまま推移したと仮定して計算したものです。

(下表記載の数値には、積立配当金額は含んでおりません。)

なお当社は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、保険契約締結の際予見しえない事情の変更または財形法およびその関係法令の改正により特に必要があると認めるときは、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料や積立金等の計算の基礎(予定利率等)を将来に向かって変更することがあります。(変更の際は、変更日の2カ月前までにその旨を通知いたします。)

したがって、下表記載のお受取額は確定しているものではなく、予定利率等の変更により変動(増減)いたします。

■お払込みいただく保険料は預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、災害時のお支払いやご契約の維持運営に充てられる経費を控除した保険料部分に予定利率を付利して積立てられるため、予定利率年0.7%(2024年4月現在)がそのまま推移した場合、

(1)ご契約後23カ月以内における積立金額は、払込保険料累計額を下回る、いわゆる元本割れの状態となります。(定額で毎月払のみによるお払込みの場合)

(2)賞与払との併用または毎月払保険料額に変更がある場合等では、元本割れ期間は23カ月より長くなることもあります。また、一部払出をされた場合、再度元本割れが発生することがあります。

■ご契約後23カ月以内に解約された場合、解約控除が適用されるため、解約返戻金額は積立金額より少なくなります。

## お受取額例表(積立配当金は含まれておりません。)

月例給与払  
1万円 の例

毎賞与時払(年2回)  
各10万円 の例

月例給与払 1万円  
賞与(年2回)各5万円 が  
同時スタートの例

保険期間	保険料累計額	給付時お受取額	保険料累計額	給付時お受取額	保険料累計額	給付時お受取額
5年	60万円	約 600,470円	100万円	約1,000,880円	110万円	約1,100,910円
7年	84万円	約 841,130円	140万円	約1,402,020円	154万円	約1,542,140円
10年	120万円	約 1,202,650円	200万円	約2,004,630円	220万円	約2,204,970円
15年	180万円	約 1,806,630円	300万円	約3,011,400円	330万円	約3,312,330円

# 対象住宅等の要件等について

■非課税で払出することができる住宅の要件は、次のとおりです。

(1) 取得する住宅の法令上の要件(2024年4月現在)

- 自己所有(自己名義)かつ自己の居住する住宅であること
- 床面積が50㎡以上であること。新築住宅または建築後使用されたことがない住宅で、次のいずれかに該当する場合は、床面積が40㎡以上であること。
  - (イ) 令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅
  - (ロ) 令和6年1月1日～令和6年12月31日までに建築確認を受けた「認定住宅等(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅)」
- 居住用以外の部分がある住宅の場合は、居住用部分が全体の床面積の1/2以上であること
- 中古住宅の場合は、昭和57年1月1日以降に建築された住宅であること。ただし、昭和56年12月31日以前に建築された住宅であっても、「耐震基準適合証明書」の提出がある場合は、築後年数は問われません。

(2) 増改築等の住宅の法令上の要件(2024年4月現在)

- ご契約者が増改築等の工事着工時点で登記上自己名義であり、かつご契約者(一定の要件を満たす場合には、ご契約者の配偶者または扶養親族)が居住する住宅
- 増築・改築または建築基準法に定める大規模修繕もしくは大規模の模様替等であること
- 工事費用が75万円超であること
- 増改築等の対象となる住宅の床面積が50㎡以上であること

工事部分に居住用以外の部分がある場合、居住用部分の工事費用が全体の工事費用の1/2以上であること  
※財形関係法令の改正により、要件が変更となることがありますのでお問合せください。

■生存給付金払出時の留意点

- 住宅取得等が目的であるが、対象住宅等の要件を満たさない払出しの場合は課税扱となります。
- 財形住宅貯蓄積立保険の生存給付金の払出しは、自己所有(自己名義)以外の住宅の取得等に充当することは適格な払出しとはなりません。共有名義であれば、自己名義割合の費用が払出し対象となります。  
※土地、非居住部分(車庫・店舗等)等、住宅以外の部分に対する費用は払出し対象外となります。
- 払出額は、住宅の取得・増改築等に要した費用を限度とします。したがって、積立金・積立配当金が住宅の取得・増改築等に要した費用を上回っている場合は、払出後ご契約は継続します。また、積立金・積立配当金の全部を払出した場合には、ご契約は消滅いたします。
- 退職等の日から1年を経過した日以後に住宅取得等を目的とした払出しを行う場合は課税扱となります。  
※ただし退職等の日から2年以内に「勤務先変更」または「転職承継等」の手続きをされた後の払出しを除きます。

## お申込み

### <契約形態>

契約者、被保険者、生存給付金受取人は、同一の勤労者としてします。また、すでに他の生命保険会社もしくは金融機関と財形住宅貯蓄契約を締結している場合は、新たにこの保険のご契約はできません。

### <契約者の範囲>

■ご加入いただけるのは、満15歳以上満55歳未満の勤労者です。

■次の方は対象になりませんのでご注意ください。

- 一般企業の代表権または業務執行権を有する社長および役員。  
ただし兼務役員(たとえば部長職兼務)の場合は対象となります。
- 個人経営の事業主。
- 市町村長等、公選によりその職につく方、および各種法人・団体・組合の代表者、理事長。
- 家内労働者、家族従業員。
- 長期間にわたる積立てができない方。
- 委託、嘱託等で雇用関係がなく、報酬等が事業所得の方。

### <受取人について>

■生存給付金・災害高度障がい保険金・高度障がい給付金の受取人は被保険者(ご契約者)とし、変更することはできません。

■災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、被保険者の配偶者(内縁関係にある方を除きます。)、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある方とします。(同一順位の受取人が2人以上の場合の受取割合は均等割合となります。ただし、ご契約者は災害死亡保険金または死亡給付金のお支払事由が生じるまでは所定の手続きにより、受取人を指定・変更し、また法律上有効な遺言により、受取人を変更することができます。

死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が受取人の故意によるときは、死亡給付金の受取人(受取人のうち一部の受取人の故意によるときは、その部分の死亡給付金の受取人)は被保険者の法定相続人(2人以上の場合の受取割合は法定相続割合)とします。

## 保険料のお払込み

### <第1回保険料相当額が賃金から控除された日からご契約の責任を開始します>

■お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、勤務先がこのご契約の第1回保険料に相当する金額をご契約者に支払う賃金から控除した日からご契約の責任を開始します。

### <保険料のお払込み>

■保険料は、勤務先でご契約者の毎月(または毎賞与時)の賃金から控除していただいたうえで、勤務先が契約者に代わってお払込みいただけます。

(賃金控除等所定の方法以外では法令違反となり、お払込みいただくことはできません。)

■保険料は、毎月または毎賞与時に定期的にお払込みいただくことが必要です。

保険料は、5,000円以上1,000円単位とします。

保険料払込中断について

保険料のお払込みはいつでも中断することができます。ただし、最後に保険料が払込まれた日から2年を経過する日までに保険料のお払込みを再開されない場合は解約となります。その場合は、課税扱となります。

### <お払込保険料の最高限度額>

■お払込保険料は、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」でご契約者が申告した最高限度までです。

もし、途中で最高限度額を超える場合は、その後の保険料のお払込みはできません。お払込みがあってもお返しすることになります。

最高限度額を変更される場合には、「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」を提出ください。

■生命保険の財形住宅の非課税枠は、払込限度額方式(お払込保険料の合計を元本とする方式)で550万円までです。(なお、財形としての非課税枠は、財形年金契約および財形住宅契約を通算して550万円までです。)

### 税制上の取扱い

一般の生命保険料の場合と異なり、お払込みいただいた保険料は、生命保険料控除の対象になりません。

## 積立金残高のご通知について

■当社は年1回以上勤務先を経由してご契約者に「積立金残高通知書」を送付し、その時点での積立金残高をお知らせします。

## 契約内容を変更したい時

次の場合は必ず所定の手続きを行ってください。

### <払込保険料額・保険期間の変更>

■保険期間中であれば、いつでも払込保険料額・保険期間を変更することができます。

払込保険料額の変更…1,000円単位で増額(減額)できます。

(勤務先に定めがある場合には、その定めによります。)

保険期間の変更…5～40年の範囲で、年単位で延長(または短縮)することができます。

ただし、保険期間満了日における年齢は、満85歳を超えることはできません。

### <その他の変更>

■次の内容に変更が生じた場合には、必ず変更手続きを行ってください。

(1) 「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」で申告した最高限度額(当社に申告されている分)

(2) ご契約者の氏名

(3) ご契約者の住所

※住所変更の手続きが行われなかった場合、当社が知った最後の住所あてに発した通知は、ご契約者に到着したものとみなします。

(4)勤務先(ご契約者の賃金の支払事務を行っている事務所、事業所等のことをいいます。)

(5)賃金の支払者

(ご契約者の賃金の源泉徴収・納税事務を行っているところをいいます。)

## 退職される時等

■退職日から2年以内に転職され次の手続きをされたときには、ご契約を継続することができます。

□新しい勤務先が、当社の財形住宅貯蓄制度を採用している場合

○「財産形成非課税住宅貯蓄勤務先異動申告書」を新しい勤務先を経由して当社へご提出のうえ、保険料のお払込みを再開する必要があります。

□新しい勤務先が、財形住宅貯蓄制度は採用しているが、当社とお取引がない場合

○新しい勤務先のお取引金融機関と新たにご契約いただき「転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」等をご提出された場合、当社のご契約の解約返戻金・積立配当金を新たなご契約に承継することができます。

■退職または役員昇格[兼務役員(\*)を除く]されることにより、その後の保険料のお払込みができなくなる場合、退職(役員昇格)された日から2年以内に、ご契約を解約いただくこととなります。

(\*)役員は、一般には財形法上の勤労者にはあたりませんが、代表権、業務執行権を持たない役員で工場長、部長等の職を兼務し賃金を受けていればご契約を継続することができます。

## 海外への転勤をされる時

■次の場合はご契約を継続することができます。

(ただし、海外勤務中は保険料のお払込みは中断いただきます。)

□海外転勤後も、現在の勤務先との間に雇用関係が継続し国内において賃金の支払いを受けていること

□海外転勤期間は7年以内であること

■上記以外の場合および所定の手続きを行わなかった場合は該当日から1年を経過した日に契約者によって解約されたものとみなします。

## 育児休業等を取得される時

■3歳未満の子に係る育児休業等を取得される場合は、「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」(\*) (以下、「育児休業等申告書」といいます。)を提出されることにより、育児休業等が2年を超えるときも、ご契約を継続することができます。(ただし、育児休業等の期間中は保険料のお払込みは中断いただきます。)

■育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みが再開されない場合は、非課税の適用は受けられず解約いただくこととなります。

※育児休業等を取得される方すべてに提出義務があるものではありません。中断期間が2年を超えないかぎり、保険料のお払込みは任意に中断いただけます。ただし、育児休業等の開始日以降に「育児休業等申告書」を提出いただくことはできないため、育児休業等が延び中断期間が2年を超える場合はご契約を解約いただくこととなります。育児休業等の期間や給与の支給状況を勘案いただき、必要に応じてお手続きください。

## 解約の時

### <解約について>

ご契約はいつでも解約することができますが、マイホーム取得等のお役に立つ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。解約された場合、その時点での解約返戻金・積立配当金をお支払いし、差益に対して源泉分離課税されます。なお、租税特別措置法施行令に定める災害等の事由が生じたことにより、税務署長の確認を受け、当該災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までに解約される場合は非課税です。

### <要件違反による解約>

■以下の場合には約款上要件違反となり、契約者によって解約されたものとみなします。この場合も、解約されたものとみなした時点での解約返戻金・積立配当金をお支払いし、差益に対して源泉分離課税されます。

(1)住宅取得等の前に生存給付金を払出し、2年以内または住宅取得等の後1年以内のいずれか早い日までの間に必要書類の提出がなかったとき

生存給付金の払出しを行った日から2年を経過した時点で契約者によって解約されたものとみなします。

(2)保険料が払込まれないまま2年が経過したとき

その時点で契約者によって解約されたものとみなします。

(3)契約者が退職、転任、その他の理由により勤労者でなくなったとき(役員への昇格も含む)

そのときから2年を経過した時点で契約者によって解約されたものとみなします。ただし、2年経過日までに新しい勤務先からの賃金控除により保険料のお払込みがあった場合等にはご契約を継続することができます。

(4)次のいずれかに該当したとき

該当日から1年を経過した時点で契約者によって解約されたものとみなします。

①海外転勤中に国内において賃金の支払いを受けなくなったとき

②出国日から7年以内に国内勤務にならなかったとき

③国内勤務後2カ月以内に「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(国内勤務申告書)」を提出しなかったとき

(5)育児休業等の取得時に「育児休業等申告書」を提出することにより保険料払込を中断された場合で、育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みが再開されなかったとき

育児休業等終了日の翌日にご契約者によって解約されたものとみなします。

## 保険金等をお支払いできないことがあります

■災害死亡保険金・災害高度障がい保険金をお支払いできない場合

次のいずれかによって、災害死亡保険金または災害高度障がい保険金のお支払事由が生じても保険金をお支払いすることはできません。なお、この場合には死亡給付金または高度障がい給付金をお支払いします。

(1)被保険者の故意または重大な過失によるとき

(2)災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、その方が災害死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。)

(3)被保険者の犯罪行為によるとき

(4)被保険者の精神障がいまたは泥酔の状態を原因とする事故によるとき

(5)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

(6)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

(7)戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき(ただし、死亡または所定の高度障がい状態になられた方の数によっては、災害死亡保険金または災害高度障がい保険金の全額、もしくはその金額を削減してお支払いすることがあります。)

■保険金・給付金をお支払いできない場合

次の場合には、保険金・給付金をお支払いすることはできません。また、この場合には、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

(1)ご契約者または災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の詐欺により、ご契約の締結が行われたものと認められるためにご契約を当社が取消した場合

(2)ご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約の締結をされたものと認められるためにご契約が無効とされた場合

※当社の生命保険募集人は、保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。

※「ニッセイ財形住宅」は、契約貸付のお取扱いはありません。

●詳しいご検討にあたっては「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

●ニッセイ財形住宅についての詳しいお問合せは、ニッセイータルパートナーにおたずねください。



日本生命保険相互会社

本店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12  
東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては  
0120-201-021 (ニッセイコールセンター)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

2024.12